

大阪市廃棄物減量等推進審議会
第 5 回 手数料あり方検討部会 資料1

第 4 回手数料あり方検討部会でのヒアリング概要について

(有限責任中間法人大阪市一般廃棄物適正処理協会からの意見陳述の概要)

○ 手数料の転嫁についての意見概要

- ・ 平成4年の改定以降、おおむね4年程度の間隔でこれまで許可業者の処分手数料は改定されてきたが、円滑に改定分が排出事業者に転嫁が進んできたとは認識していない。
- ・ 転嫁の状況については、平成4年から今まで16年をかけて、ようやく条例上の上限料金に近づくことができたと考えている。また、昨今は、諸経費もかかることから、上限料金である240円/10kgを貰わないと経営上厳しい状況である。

⇒ 基本的な考え方

- ・ これまでの手数料改定の問題点と、有料指定袋の長所や課題を踏まえ、有料指定袋制度の実施について総合的に判断する。

○ 排出事業者との契約の状況についての意見概要

- ・ 契約の単位は、重量、袋数、容積等様々であるが、原則は認定基準（1/3 の比重換算）に基づいて契約している。
- ・ 契約書についても、様式や内容は様々である。
- ・ 排出事業者のニーズに応えるため、特約による付加的なサービスにかかわる料金を徴収する場合がある。
- ・ 最近は重量制での契約が増えてきている。

⇒ 基本的な考え方

- ・ 有料指定袋制度を実施した場合、処分手数料の明確化が図られるが、これまでの手数料の徴収方法を変更することになるので、大阪市は排出事業者の理解を得るよう十分な周知・啓発に努める必要がある。

○ 有料指定袋制度についての意見概要

- ・ 指定袋での排出が難しいと考えられるごみがある
 - 機械式ドラム型ごみ貯留排出装置から排出されるごみ
 - 含水率が高く比重が重い飲食店からの生ごみ
 - 剪定くずのような鋭利なごみ
 - 飛散しないようにセメント袋のような丈夫な袋で二重にして排出される粉状のごみ
 - 置き場所がなく、袋にはあまり入らないダンボール
- ・ テナントビルで、管理会社がビル内のごみを集めている場合、指定袋のコスト(ごみ処理費用)を管理会社とテナントのどちらで負担するのか決めてもらう必要がある。
- ・ 娯楽スペースや、パブリックスペースに設置してあるごみ箱のごみに係る指定袋のコスト(ごみ処理費用)を誰が負担するのか関係者で調整する必要がある。
- ・ 排出事業者指定袋の使用を徹底する啓発・指導については、大阪市が各排出事業者に対し時間をかけて根気よく行うべきだ。

- ・ 排出事業者が指定袋使用のルールを守ってくれるのか疑問がある。
- ・ 有料指定袋になれば、手数料改定時における転嫁の苦労はなくなるが、収集運搬の際の手間が増えることにより収集運搬経費が嵩む恐れがある。
- ・ 処理処分の手数料のみ議論するのでは不十分で、収集運搬料金の議論もされるべきである。
- ・ 重量制による契約に基づいて、排出者事業者から収集運搬料金をいただいている場合には、料金徴収の基準を容量に変更すると、料金が大幅に変動するなど混乱が生じると思う。
- ・ 有料指定袋はごみの容量をもとに処分手数料を徴収する制度であるが、業種によってごみの比重が異なるため、排出事業者間で不公平感が生まれる恐れがある。

⇒ 基本的な考え方

- ・ 他都市の先行事例を参考に、有料指定袋による排出方法によりがたい場合の基準を整理し、例外措置を検討する必要がある。(例：有料指定袋との混載禁止を徹底したうえで、従来と同様の搬入重量による手数料を別途請求)。
- ・ 一方、有料指定袋の導入にはごみ減量の目的もあることから、水切りやダンボール等資源物の分別の徹底など排出事業者の努力を促し、啓発指導を強めることで、例外措置は少なくすべき。
- ・ 排出事業者に対し、制度導入前の普及啓発の徹底と、搬入検査の強化など強力な指導が必要。
- ・ 制度改正が関係者に十分浸透するよう周知期間を十分に取り、関係者間の調整が進むようにすることが必要。
- ・ 現行制度においても、容量を重量に換算する係数を定めているが、指定袋制においても、手数料算定の基準は「重量」であるため、容量を重量に換算する係数が必要になる。
- ・ この換算の際に用いる比重については、家庭系ごみ組成調査や事業系ごみ排出実態調査の結果、他都市の事例から見て「0.2」が概ね妥当ではないかと考える。

○ 10 kg未満事業所およびアパート・マンションの収集についての意見概要

- ・ 排出日量 10kg 未満の事業者については早期に有料化すべきと訴えてきた。
- ・ 比重を 1/3 から 1/5 に変更すれば、45 リットル 1 袋あたり 15 kg の換算が 9kg になり無料収集の対象が増えてしまうのではないか。
- ・ 料金徴収の考え方の変更(重量から容積へ)は、様々な影響が予想されるためもっと時間をかけて議論すべきだ。
- ・ 排出日量 10kg 未満の事業者が有料化され、収集形態が直営から業者へ移行する場合であっても、現在の許可業者の体制で、その全てを収集運搬することは可能である。
- ・ 許可業者としては、アパート・マンションの毎日収集という市民ニーズがある限り今後も応えていきたい。

⇒ 基本的な考え方

- ・ 有料指定袋制度の適用に当たっては、極力例外を排すべき。
- ・ ごみ減量・分別を推進する観点から、毎日収集は必ずしも好ましいものではないので、この点について大阪市は、アパート・マンションの住民の理解を得る努力が必要。
- ・ アパート・マンションのごみは家庭系であり、無料で収集されている他の家庭系ごみとの均衡上、有料指定袋制の対象外にすべきである。
- ・ そのため、許可業者がアパート・マンションのごみを引続き収集するためには、事業系ごみと家庭系ごみの収集について混載禁止を担保する措置が必要。

○ その他の意見概要

- ・ 大阪市は、排出事業者に適正な収集運搬料金(手数料の上限)を提示してほしい。
- ・ 収集運搬料金は、名古屋市のように統一的な料金を提示すべきだ。
- ・ 百年に一度の経済不況と言われているこの時期に、手数料のあり方の見直しは排出事業者に与える影響も大きく、時期が悪いといわざるを得ない。慎重に検討してほしい。
- ・ 家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても、平成3年度ピーク時の約130万トンから約85万トンまで減量が進んでいる。(家庭系と比べて事業系ごみの減量が進んでいないということはないと認識している。)
- ・ 許可業者も、排出事業者や社会のニーズに応じて、ごみ減量に向けて積極的に努力している。
- ・ 大阪市はコスト削減に努めるべきで、特に人件費の見直しを図るべきだ。

⇒ 基本的な考え方

- ・ 将来的に市が直営受託収集をやめて、条例上の収集運搬手数料(料金の上限)の設定が不要になった場合には、収集運搬料金は基本的には民間同士の契約の話であることから、当事者間の話し合いで自由に設定される方向で考えるべきではないか。
- ・ 排出者責任を徹底する観点からは、処理原価をもとに手数料を設定することが基本になるが、その前提として、行政は徹底した事務事業の合理化・効率化を実施する必要がある。

(委員からの意見・質問とそれに対する意見陳述者からの回答・意見)

意見・質問	回答・意見
・ 廃棄物の減量という目標に向かって、手数料のあり方を検討することは重要なことと考える。 ・ 排出する袋の数に応じて処分手数料を負担する指定袋制度は、負担の公平性につながるのではないか。	・ 百年に一度の経済不況といわれるこの時期に、手数料のあり方の検討は慎重に行われるべきである。 ・ 有料指定袋制の実施は、これまでのやり方を大きく変更するものであり、現場における混乱も予想されることから、時間をかけて議論すべきである。

意見・質問	回答・意見
・どのような契約形態が多いのか。 ・実際の排出量が契約時と変わったときはどうしているのか。 ・契約料金は、収集運搬と処分料金の内訳を示しているのか教えてほしい。 ・契約書は許可業者、排出事業者どちらが作成しているケースが多いのか。	・契約形態は様々で、書面で契約しないケースもある。 ・通常、1ヶ月収集して毎日の量を計測し、平均値をとって契約している。 ・排出事業者が予算組みをしている場合があるので、月ぎめや年間でいくらかを決めている場合がある。 ・ごみ量が極端に増える場合や、減る場合は契約を見直すこともある。 ・平成18年度改定では、経済状況もあり、値上げの交渉をすると逆に下げられることもあった。 ・契約の際、収集運搬と処分料金の内訳について必ずしも明示していない。

意見・質問	回答・意見
・ごみの処理には収集運搬費用と処分費用が必要だが、排出事業者は現在その内訳をあまり認識していないのではないか。 ・認識していないとすると、有料指定袋制になれば収集運搬費用と処分費用が分かれることを、排出事業者はどのように理解すると思うか。二重取りになると感じることはないのか。	・収集運搬と処分料金の内訳を必ずしも明示していないが、会社を経営されている方なら 10 kgあたり 58 円が処分料金と認識されているようだ。 ・（有料指定袋を導入する場合には、）混乱を避けるため、有料指定袋の販売等を許可業者にゆだねるなどの方策を検討してほしい。 ・指定袋を導入した神戸市では、収集運搬料金が別途規定されている。

意見・質問	回答・意見
・手数料の議論については、あくまで重量を基本に検討しているが、実際にごみを排出する際には袋等のボリュームが目安になると思われるため、何らかの比重に関する係数は必要になる。 ・その場合、市の調査や他都市の例から、比重0.2がひとつの目安となる。 ・有料指定袋制を実施する場合は、リサイクルのためダンボールは畳んで横によけるといった排出事業者の努力が必要になる。	・ごみの比重については、業種・業態間で大きな差があり、換算率を一律に設定することは問題があると考ええる。

意見・質問	回答・意見
・ 市民ニーズとしてごみを毎日出したい気持ちはよく解るが、ごみ減量の推進という観点からは、そのニーズを出来るだけ抑えてくださいというお願いが必要になるのではないか。（毎日収集についてやむを得ない場合まで、無理に取りやめたほうがよいというつもりはない。）	・ アパート・マンションでは、構造的に十分な広さのごみ置き場が設置できない場合がある。 ・ また、十分な管理が難しいため、衛生上の観点から毎日収集が必要な場合がある。

意見・質問	回答・意見
・ アパート・マンションを有料指定袋制の対象外とする場合、許可業者の皆さんには混載を避けるように協力をお願いする必要がある。 ・ 家庭系と事業系の混載の状況はどのようなになっているのか。	・ 私の会社の場合、アパート・マンションが全体の 1/4 を占めており、夜間 5 台の収集車で作業しているがエリアで分けており、混載して収集している。
・ アパート・マンションの住人からは「各家庭で分別しても、許可業者がごみとして一括して運搬してしまう。」という声がある。	・ そういう声もあるかもしれないが、許可業者としても、分別・資源化する努力はしている。

意見・質問	回答・意見
・ 許可業者の収集運搬料金は、許可業者と排出事業者の契約の問題なので、適正利潤を得られるだけの金額で自由に契約するしかないと思う。	・ 有料指定袋制の実施に伴う契約上の混乱を避けるため、大阪市には、収集運搬料金の設定(上限)をお願いしたい。